

日連 2 第 125 号
(総 1 第 24 号)
令和 2 年 5 月 9 日

税理士会会長 様

日本税理士会連合会
会長 神津 信一
(公印省略)

「持続化給付金」の電子申請が困難な者へのサポートについて（周知依頼）

標題の件について、中小企業庁から別紙のとおり周知依頼がありました。

「持続化給付金」の申請は、その方法が電子申請に限定されているため、ICTに慣れていない又は通信環境が悪い等の理由で、申請に困難を抱えるケースが散見される所、税理士は、こうした事業者に対し、電子申請の入力支援や必要書類の確認などにつき、経営支援の一環としてサポートしていくことが求められています。

サポートに当たって、当該申請は、本人申請によることとされ他者名義での申請は認められていないことから、代理・代行とならないよう留意する必要があります。しかしながら、オンライン入力の支援自体はこれに当たるものではなく、電子申請が困難な者へのサポートなどを通じて、中小企業者への支援を行っていただきますよう、貴会会員への周知方、よろしく願いいたします。

<参考>

・経済産業省ホームページ

<https://www.meti.go.jp/covid-19/jizokuka-kyufukin.html>

<問合せ先>

日本税理士会連合会 総務 1 課

(安原・森・長田・齊藤)

TEL : 03-5435-0932 (直通)

E-mail : soum1@nichizeiren.jp